



先進国投資適格債券ファンド（為替ヘッジあり）

愛称：マイワルツ

追加型投信／海外／債券

第41期分配金に関するお知らせ

■ 第41期の分配金を55円（1万口当たり、税引前）といたしました。

当ファンドは、第41期決算（2025年5月22日）において配当等収益の水準や基準価額の水準、市況動向等を勘案し、分配金を55円（1万口当たり、税引前）といたしました。

分配金実績（直近3年間）

決算期	第30期 2022年8月	第31期 2022年11月	第32期 2023年2月	第33期 2023年5月	第34期 2023年8月	第35期 2023年11月	分配金累計額 （設定来）
分配金額	50円	50円	55円	50円	50円	50円	
決算期	第36期 2024年2月	第37期 2024年5月	第38期 2024年8月	第39期 2024年11月	第40期 2025年2月	第41期 2025年5月	3,045円
分配金額	55円	50円	55円	55円	55円	55円	

※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

騰落率

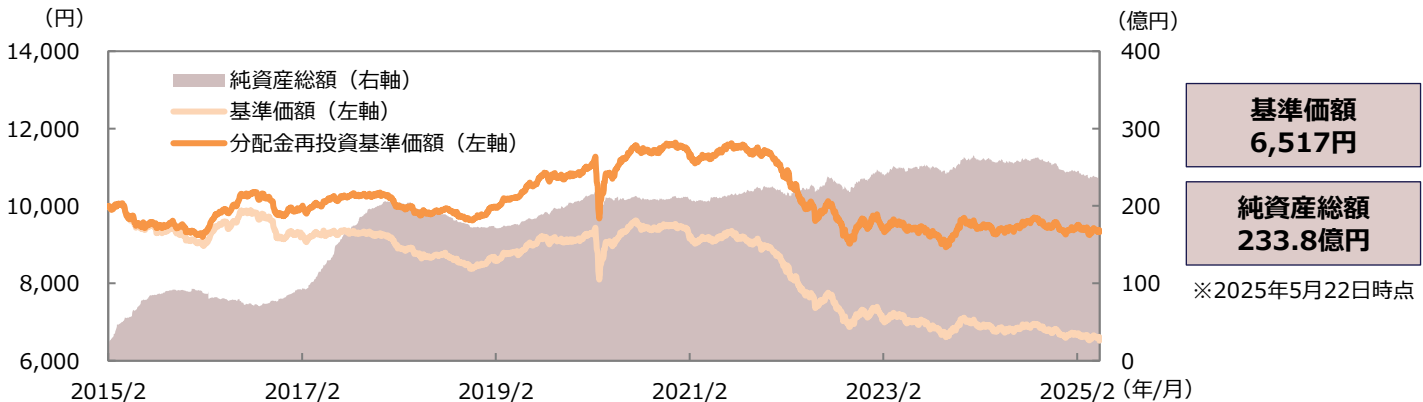
1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
0.12%	-1.01%	-1.28%	-0.87%	-6.49%	-14.75%	-6.83%

※基準日：2025年5月22日

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本をもとに計算しています。

運用実績



※期間：2015年2月27日（ファンド設定日の前営業日）～2025年5月22日（日次）

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

1

世界投資適格社債市場 インサイト・ノースアメリカ・エルエルシーによる振り返りと見通し

◆ 振り返り（2025年2月～5月） ～世界投資適格社債市場は横ばい～

世界投資適格社債市場は2025年2月下旬から5月上旬にかけて横ばいでした。

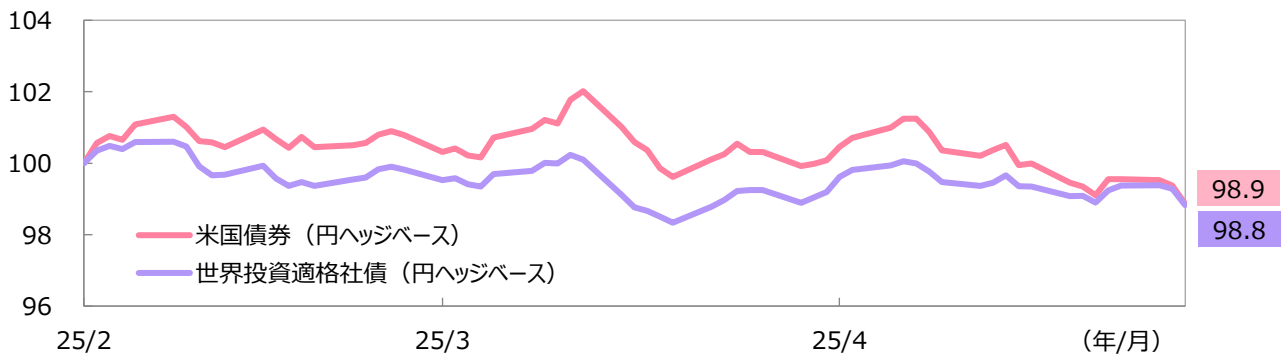
2月下旬～3月

2月下旬は、米国の消費者信頼感指数の悪化や景気減速懸念などから、米国国債利回りは低下基調を辿りました。一方、社債スプレッド（国債に対する上乗せ金利）は、米国のトランプ大統領による経済政策を巡り不透明感が強まったため拡大しました。3月は、ドイツではこれまでの厳格な財政規律を見直し、防衛・インフラ支出を盛り込む拡張的な財政政策案を表明したことで、同国債利回りが大きく上昇しました。また、米国ではトランプ大統領が保護主義的な関税賦課の動きを見せたことで金融市場が混乱し、世界投資適格社債市場も上値の重い展開が続きました。

4月～5月上旬

4月2日（現地時間）、トランプ大統領が「相互関税」を発表し、事前の予想を大きく上回る規模の内容であったことから市場は大きく混乱しました。そうした中、世界投資適格社債市場の社債スプレッドは月前半に大幅に拡大しました。その後、トランプ大統領が中国を除く多くの国に対して、相互関税の適用を90日間停止すると発表したことで市場のセンチメントが改善し、社債スプレッドも縮小方向に転じました。国債市場も米国政権の政策を巡りボラティリティの高い相場が継続しましたが、月末にかけては中国との貿易摩擦が緩和に向かうとの認識が広がったため落ち着きを取り戻しました。欧州国債市場では、利下げ観測などから利回りが低下しました。

世界投資適格社債と米国債券のパフォーマンス推移



※期間：2025年2月24日（前回決算日前営業日）～2025年5月21日（日次）
※2025年2月24日を100として指数化

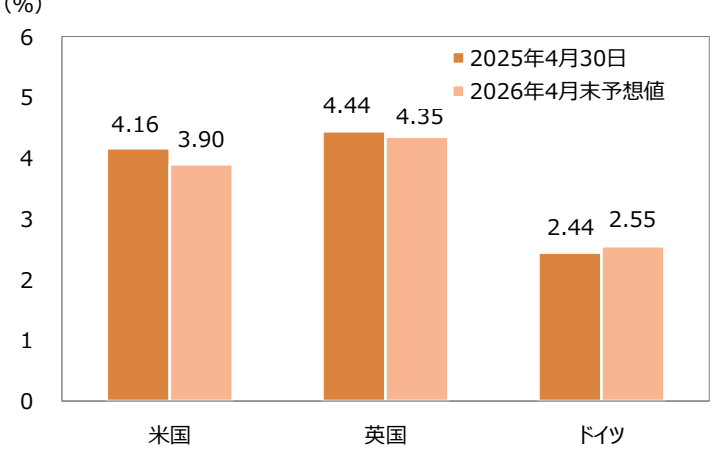
◆ 今後の見通し

トランプ政権の関税政策による影響から米国のインフレや経済の見通しは先行き不透明感が強まっています。米連邦準備理事会（FRB）は慎重な政策アプローチを維持し、緩やかなペースでの緩和姿勢を維持するとみられます。2025年の米国経済は鈍化が予想され、そうした中、米国10年国債の利回りは1年後に約3.90%付近を予想します。

欧州では、成長見通しが引き続き低調であり、米国の関税による影響が地域の成長に大きな悪影響を及ぼす可能性があります。しかし、ドイツや他の地域で予想される財政拡大がその悪影響を相殺するのに役立つかもしれません。欧州中央銀行（ECB）はしばらく金融緩和を継続する可能性が高いとみられます。

世界投資適格社債市場においても、トランプ大統領の政策の影響を引き続き受けると予想され、当面慎重な投資スタンスが求められます。しかし、全体としては引き続き底堅い企業業績やファンダメンタルズ、魅力的な利回り水準などが市場の下支え要因になると考えます。但し、以下のリスク要因については注意が必要です。

各国の10年国債利回り



※2026年4月末の利回りはインサイト・ノースアメリカ・エルエルシーによる予想

※使用した市場インデックスは3ページの「当資料で使用している市場インデックスについて」をご参照ください。

出所：ブルームバーグおよびインサイト・ノースアメリカ・エルエルシーのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

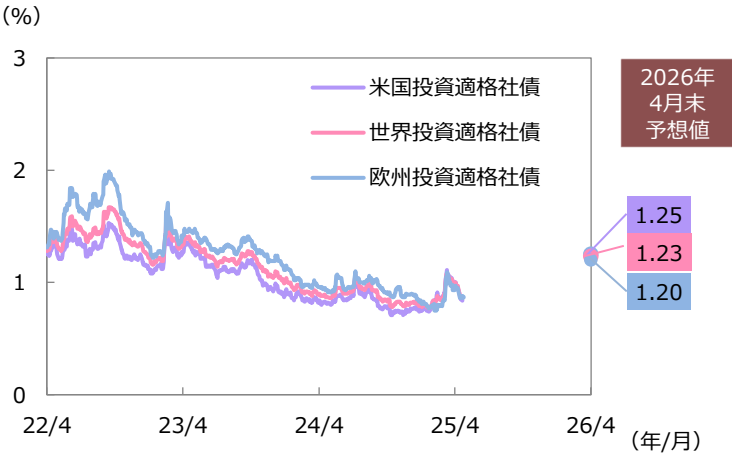
※上記は過去の情報または作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではなく、また、市場環境の変動等により予告なく変更される場合があります。

主なリスク要因としては、

- ① 中東やウクライナ情勢等の地政学リスク
- ② 米国の関税政策による経済に対するマイナスの影響やインフレの再燃懸念
- ③ M&A（合併・買収）や株主配当の増加が企業の負債圧縮を妨げること

などが挙げられます。

世界投資適格社債のスプレッド*の推移

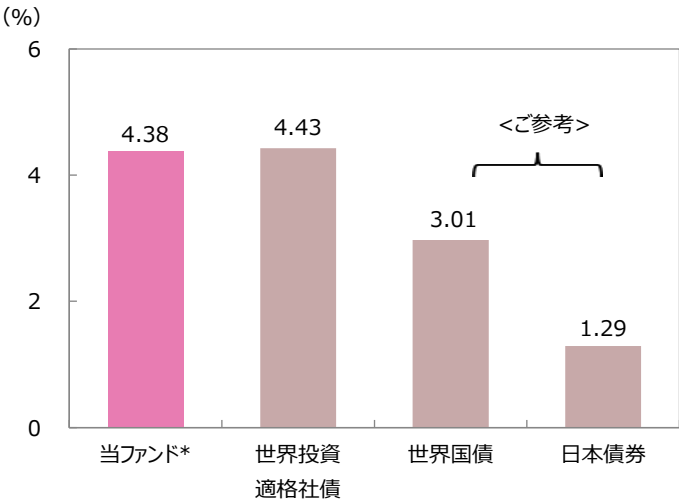


* オプション・アジャステッド・スプレッドを用いています。これは、満期償還前に繰上償還があり得る債券について、繰上償還する場合を考慮した利回りと国債との利回り格差のことです。
※期間：2022年4月29日～2025年5月21日（日次）
※2026年4月末はインサイト・ノースアメリカ・エルエルシーによる予想

2 第41期の運用状況（2025年2月26日～5月22日）

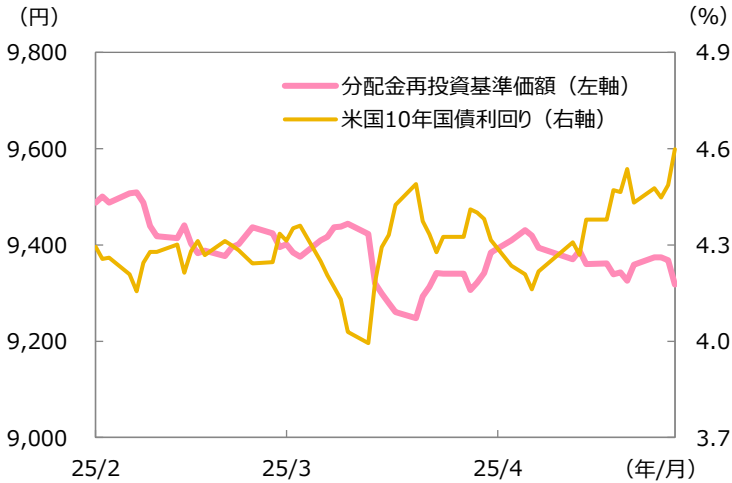
ポートフォリオでは引き続き流動性に留意した運用を行い、セクター別では金融、公益事業などを高めの配分としました。財務体質が健全で景気回復の恩恵を享受できる企業への投資を選別的に実施していく方針です。

当ファンドおよび各債券の利回り



* 当ファンドの利回りは、現金等を含めたものです。運用利回りを示唆するものではありません。
※ 2025年4月30日時点
※ 世界投資適格社債、世界国債、日本債券については債券市場の動向を表すため記載しており、当ファンドのベンチマークではありません。

当ファンドのパフォーマンスと米国10年国債利回りの推移



※ 期間：2025年2月26日～2025年5月22日（日次）
※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
※ ファンドの基準価額の算出には、海外の投資対象資産に関して原則として前営業日の市場価格を用いています。このため、海外資産である米国10年国債は2025年2月25日～2025年5月21日の期間の推移としています。

出所：ブルームバーグおよびインサイト・ノースアメリカ・エルエルシーのデータをもとにアセットマネジメントOne作成
※ 上記は過去の情報、運用実績または作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではなく、また、市場環境の変動等により予告なく変更される場合があります。

【当資料で使用している市場インデックスについて】

世界投資適格社債：ブルームバーグ・グローバル総合：クレジット・インデックス	米国債券：FTSE米国国債インデックス
米国投資適格社債：ブルームバーグ・米国総合：クレジット・インデックス	世界国債：ブルームバーグ・グローバル総合：国債インデックス
欧州投資適格社債：ブルームバーグ・ユーロ総合：クレジット・インデックス	日本債券：NOMURA-BPI総合

ファンドの特色

日本を除く先進国の公社債に分散投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

1

取得時においてBBB格相当以上の格付けを有する公社債（以下「投資適格債券」）に投資を行います。

◆BBB格相当以上とは、S&Pグローバル・レーティング（S&P社）によるBBB－格以上、またはムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody’s社）によるBaa3格以上の格付けをいいます。

＊組み入れた投資適格債券が、組み入れ後の格付けの低下によりBBB格相当以上でなくなった場合、信託財産の純資産総額の10%を上限として保有することがあります。

◆投資適格債券のうち、普通社債、劣後債、国債等に投資を行います。

＊投資適格債券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

＊劣後債とは、発行体に破産などの債務不履行事由が発生した場合に、通常の債券に比べ、債権者に対する債務の弁済（元利金の返済）順位が劣る債券をいいます。

☞例えば、ある企業が普通社債と劣後債を発行している場合には、劣後債の利回りは普通社債の利回りに比べ一般的に高くなりますが、劣後債の債権者は普通社債の債権者よりも弁済順位が劣ります。

※当ファンドにおいて先進国とは、国内経済が発展していると委託会社が判断する国・地域（例えば、米国、カナダ、英国、ドイツ、豪州など）をいいます。

2

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

◆為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかる場合があります。

3

インサイト・ノースアメリカ・エルエルシーが運用を行います。

◆当ファンドの運用の指図に関する権限の一部（有価証券等の運用の指図に関する権限）をインサイト・ノースアメリカ・エルエルシーに委託します。

◆市場環境を分析するトップダウン・アプローチと、個別銘柄を分析するボトムアップ・アプローチの双方に基づき、適切なリスク管理の下でポートフォリオを構築します。

◆ポートフォリオの構築にあたっては、為替ヘッジコストを考慮したうえで、相対的に高い利回りの確保を目指します。

4

年4回の決算時に、収益分配を行うことを目指します。

◆毎決算時（原則として2月、5月、8月、11月の各22日。休業日の場合は翌営業日）に、収益分配を行うことを目指します。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、当ファンドは相対的に高い利回りの確保を目指してポートフォリオを構築するため、比較的残存期間の長い公社債の組入比率が高くなる場合があります。残存期間の長い公社債は、残存期間の短い公社債に比べ、金利変動による公社債価格の変動が大きくなります。

信用リスク

当ファンドが投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドは、通常の債券に比べ弁済（元利金の返済）順位が劣る劣後債を組み入れる場合があります。

為替変動リスク

当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたり、為替ヘッジを行う通貨の短期金利が日本円の短期金利より高い場合、この短期金利の金利差相当分のヘッジコストがかかります。

流動性リスク

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

カントリーリスク

当ファンドの投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

分配金に関する留意事項

- ◆収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

【当資料のご利用にあたっての注意事項等】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 2. 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

お申込みメモ

※ご購入の際は、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

購 入 単 位	販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。）
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して 5営業日目 からお支払いします。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合（換金の請求金額が多額な場合を含みます。）、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信 託 期 間	2045年2月22日まで（2015年3月2日設定）
繰 上 償 還	信託契約の一部解約により、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合等には、償還することがあります。
決 算 日	毎年2月、5月、8月、11月の各22日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
課 税 関 係	当ファンドは課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となることがあります。

お客さまにご負担いただく手数料等について（みずほ証券でお申込みの場合）

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

●ご購入時

購入金額に応じて、購入価額に以下の手数料率を乗じて得た額とします。
購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

1億円未満	2.20%（税抜2.0%）
1億円以上3億円未満	1.10%（税抜1.0%）
3億円以上	0.55%（税抜0.5%）

●ご換金時

換金時手数料

ありません。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.15%の率を乗じて得た額とします。

●保有期間中（信託財産から間接的にご負担いただきます。）

運用管理費用
（信託報酬）

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.737%（税抜0.67%）

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.42%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.22%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※委託会社の信託報酬には、当ファンドの有価証券等の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社（インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー）に対する報酬（日々の当ファンドの純資産総額に対して年率0.20%）が含まれます。

その他の費用・手数料

組入の有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。
※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

委託会社その他関係法人の概要

委 託 会 社	アセットマネジメントOne株式会社 信託財産の運用指図等を行います。 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号 加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
受 託 会 社	みずほ信託銀行株式会社 信託財産の保管・管理業務等を行います。
販 売 会 社	みずほ証券株式会社 募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、収益分配金の再投資、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号 加入協会：日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

照会先

アセットマネジメントOne株式会社	・コールセンター 0120-104-694 受付時間：営業日の午前9時～午後5時 ・ホームページアドレス https://www.am-one.co.jp/
-------------------	---